

## 1 そうだんまどぐち 相談窓口

そうだん き かん  
**〈相談機関〉** [所在 地] (裏表紙に記載)

### 1 福祉事務所 (区福祉課)

身体障害者手帳や療育手帳の交付申請など、障害者福祉に関する各種手続きの窓口です。

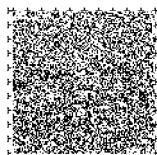
## 2 保健センター

地域における保健衛生の向上を図るために、妊産婦・乳幼児・児童・成人・高齢者などの保健についての相談・指導を行う機関です。

相 談 の 内 容	担 当 課
成人・高齢者の健康相談、健康診査	
予防接種の相談	区地域支えあい課地域支援第一係
結核・感染症の相談	区地域支えあい課地域支援第二係
妊産婦・乳幼児の相談、健康診査	(安芸区は地域支えあい課地域支援係)
精神保健福祉の相談、難病・小児慢性特定疾患の相談	

[所在地]

区 分	所 在 地	TEL
中 保健センター	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル内 (中区厚生部・中区地域福祉センター内)	地域支援第一係 504-2109 地域支援第二係 504-2528
	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 (東区厚生部・東区総合福祉センター内)	地域支援第一係 568-7735 地域支援第二係 568-7729
南 ◇	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46 (南区役所別館内)	地域支援第一係 250-4133 地域支援第二係 250-4108
	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1 (西区厚生部・西区地域福祉センター内)	地域支援第一係 294-6384 地域支援第二係 294-6235
安佐南 ◇	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13 (安佐南区総合福祉センター内)	地域支援第一係 831-4944 地域支援第二係 831-4942
	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22 (安佐北区厚生部・安佐北区総合福祉センター内)	地域支援第一係 819-0616 地域支援第二係 819-0586
安 芸 ◇	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16 (安芸区厚生部・安芸区総合福祉センター内)	821-2820 地域支援係 821-2809
	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5 (佐伯区役所別館内)	地域支援第一係 943-9733 地域支援第二係 943-9731



### 3 児童相談所

児童（0歳～18歳未満）の福祉に関するあらゆる問題についての相談・援助を行う機関です。

- ① 児童の心身の発達および障害についての相談・援助
- ② 児童のしつけ、性格、遊び、教育、児童虐待についての相談・援助
- ③ いろいろな事情で児童を施設や里親にあずけるための相談  
(ただし、保育園への入所は福祉事務所)
- ④ 一時保護の実施

### 4 身体障害者更生相談所

主として18歳以上の身体障害者を対象として、専門的な立場から相談・判定を行う機関です。

- ① 専門的な知識および技術を必要とする相談
- ② 補装具費の支給などに係る医学的、心理学的、職能的判定
- ③ 補装具の処方・適合判定
- ④ 住環境整備や福祉用具の活用法などに関する相談、連絡調整、情報収集・提供

### 5 知的障害者更生相談所

主として18歳以上の知的障害者を対象として、専門的な立場から相談・判定を行う機関です。

- ① 専門的な知識および技術を必要とする相談・助言
- ② 療育手帳の交付に係る医学的、心理学的、職能的判定

### 6 療育相談所・療育相談室（診療所）

障害児等を対象として、医師などが相談・指導、診断・検査・治療・訓練を行う機関です。

- ① 相談員による児童の発達などに関する相談・助言
- ② 医師などによる診断・検査・治療

#### 広島市こども療育センター療育相談所

診療科目：小児科、精神科、整形外科、耳鼻咽喉科

#### 広島市北部こども療育センター療育相談室

診療科目：小児科、整形外科

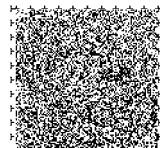
#### 広島市西部こども療育センター療育相談室

診療科目：小児科、精神科、整形外科

- ③ 外来療育事業

診療外来の児童およびその保護者を対象とした個別的および集団的・治療的な指導、生活指導

- ④ 障害福祉サービスなどの利用計画の作成
- ⑤ 保育所等での集団生活への適応のための専門的な支援  
(ただし、①、④は無料ですが、②、③はマイナ保険証などによって医療費が、⑤は所得に応じた月ごとの上限額までの1割の定率負担が必要です。)



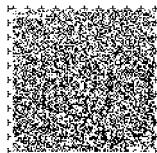
そうだんいん  
**〈相談員など〉**

しんたいしうがいしゃそうだんいん  
**1 身体障害者相談員**

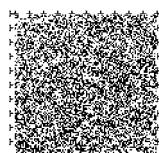
地域において、身体障害者からの更生援護の相談に応じ、必要な指導・助言を行う民間の協力者です。気軽にご相談ください。

[身体障害者相談員名簿]

区	障害区分	氏 名	居 住 地	連 絡 先
中	視覚	志摩哲郎	中区堺町	232-6263
	聴覚	内山妙子	中区西白島町	FAX211-2824
	聴覚	山田京子	中区吉島西	FAX兼用244-4123
	肢体	野田次郎	中区江波西	090-9412-1711
	肢体	西本英司	中区国泰寺町	241-0789
	肢体	高木洋美	中区白島北町	223-3070
東	肢体	百田智恵子	東区東山町	280-0778
	肢体	石井栄三	東区牛田新町	225-2737
	肢体	中神裕見子	東区若草町	090-1180-7115
	肢体	金本みづえ	東区馬木	899-2613
	肢体	若木しおり	東区馬木	899-5416
南	視覚	小野山正昭	南区宇品神田	254-7917
	視覚	寺中久美子	南区東雲	285-8110
西	聴覚	山本輝生	西区大芝	FAX238-6690
	聴覚	内	西区草津梅が台	FAX兼用278-9530
	肢体	原田あきら明	西区己斐本町	272-5314
	視覚	仲前暢之	西区己斐本町	090-7548-2565



区	障害区分	氏名	居住地	連絡先
安佐南	視覚	いし 石原 照幸	安佐南区安東	878-0370
	視覚	よし 吉田 孝三	安佐南区伴東	848-3840
	肢体	たく 宅見 伸夫	安佐南区安東	872-2224
	肢体	はやし 林田 達郎	安佐南区長東	FAX兼用874-7445
	内部	まつ 松尾 弘二	安佐南区緑井	FAX兼用870-1412
	内部	まさき 檀原 勲	安佐南区八木	090-7996-5703
安佐北	聴覚	かぎ 鍵本 金六	安佐北区落合南	FAX兼用843-3055
	肢体	おお 大谷 良弘	安佐北区安佐町大字くすの木台	837-1878
	視覚	か 加藤 辰夫	安佐北区落合南	090-1019-5336
安芸	肢体	かわ 川手 謹治	安芸区矢野西	FAX兼用888-1298
	聴覚	まる 丸山 香代子	安芸区船越	FAX822-0156
	聴覚	なか 中垣 映子	安芸区上瀬野町	FAX894-1215
佐伯	聴覚	さ 佐々木 壽子	佐伯区坪井	080-6310-2354(SMS)
	聴覚	しな 品田 俊弘	佐伯区河内南	FAX927-5155
	肢体	うえ 上野 玲子	佐伯区薬師が丘	208-2957
	肢体	ふじ 藤本 隆男	佐伯区湯来町	0826-23-1060
	肢体	かみどい 上土井 譲	佐伯区八幡	928-0186
	肢体	むか 尚井 助三	佐伯区五日市町大字上河内	928-5434



## 2 知的障害者相談員

地域において、知的障害者やその保護者からの更生援護に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行う民間の協力者です。気軽にご相談ください。

[知的障害者相談員名簿]

区	氏名	居住地	連絡先
中	小島睦 おじま むつみ	中区中町	246-3726
	三木知香 みき ちか	中区鉄砲町	221-0345
東	河内綾子 こうち りょうこ	東区牛田旭	223-0970
	善川夏美 ぜんせん なつみ	東区山根町	264-3063
南	中尾美恵 なかお みえ	南区翠	253-0217
	安森博幸 やすもり ひろゆき	南区東雲本町	282-2597
西	山田絹子 やまだ きぬこ	西区鈴が峰町	278-7488
	中村るみ なかむら るみ	西区井口明神	277-8425
安佐南	柏田潤子 かしわだ じゅんこ	安佐南区東原	875-2340
	杉上博美 すぎじょう ひろみ	安佐南区八木	873-3253
安佐北	畠裕美子 はたひろみこ	安佐北区落合	841-4331
	藤長美幸 ふじながみ ゆき	安佐北区亀山西	815-6018
安芸	阿部いずみ あべ いずみ	安芸区中野	892-3860
佐伯	尾形由基 おひがた ゆき	佐伯区五日市町石内	929-6507
	空久美 そらくみ	佐伯区八幡	928-1823

## 3 民生委員・児童委員

生活に困っている方や、心身障害者・高齢者・児童などのことで悩みをお持ちの方々の相談・助言を行います。

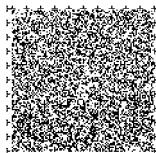
担当民生委員の連絡先などは福祉事務所(区地域支えあい課)(綴じ込み)におたずねください。

## 4 ろうあ者専門相談員

ろうあ者の一般生活上の諸問題にかかる相談業務を行い、必要に応じ、関係機関への連絡などを行います。

[相談場所・相談日]

場所	相談日	時間
ろうあ者専門相談室 所在地：南区皆実町一丁目6-29 (広島県聴覚障害者センター内) FAX: 254-0087	毎週火～日	午前9時 ～午後5時



## 5 手話相談員

聴覚障害者などの更生援護の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、手話による意思伝達の仲介業務を行います。

[相談場所・相談日時]

場所	相談日	時間
市障害福祉課および区福祉課	毎週 月～金	午前9時15分～午後4時

## 6 手話専用テレビ電話での相談受付

市役所本庁舎内の障害福祉課及び各区福祉課にタブレット端末を設置し、自宅等から手話で市職員に相談できる体制を整えています。

[受付時間] 月曜日から金曜日までの9:30～12:00、13:00～16:00

(ただし、年末年始、祝日および8月6日を除く。)

ユーザー名	検索用メールアドレス
広島市障害福祉課	shougai@city.hiroshima.lg.jp
広島市中区福祉課	na-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
広島市東区福祉課	hi-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
広島市南区福祉課	mi-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
広島市西区福祉課	ni-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
広島市安佐南区福祉課	am-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
広島市安佐北区福祉課	as-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
広島市安芸区福祉課	ak-fukushi@city.hiroshima.lg.jp
広島市佐伯区福祉課	sa-fukushi@city.hiroshima.lg.jp

※事前にteamsをインストール(無料)し、アカウント登録を済ませ、利用できる状態にしてください。

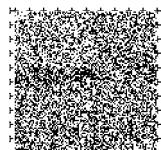
## 7 身体障害者結婚相談員

専門の相談員が、身体障害者の結婚に関する各種の相談に応じ、必要な助言・指導を行います。

[相談場所・時間]

場所	相談日	時間
(公社)広島市身体障害者福祉団体連合会 所在地：〒732-0822 南区松原町5-1 (BIG FRONT ひろしま5階) TEL：263-4524 FAX：263-9713	土日祝日等を除く平日	午前10時～午後4時

来所される場合は、あらかじめ電話等で予約を入れてください。



## 8 障害者相談支援事業

### 広島市障害者基幹相談支援センター・広島市障害者相談支援事業所

障害者（児）や家族が地域で安心して暮らせるよう、障害に関する生活上や療養上のさまざまな相談に応じ、必要な支援を行います。

[対象] 市内に居住する障害者（児）、家族、地域に居住する方等

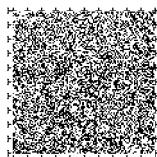
[相談時間] 月曜日から金曜日（年末年始、祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分

[問合せ先]

担当区域	名 称	所 在 地	TEL (FAX)
中区	広島市中区障害者基幹相談支援センター	〒730-0823 中区吉島西二丁目3-20	298-5575 (545-8801)
	広島市中区障害者相談支援事業所	〒730-0802 中区本川町二丁目6-11	234-2422 (234-2411)
東区	広島市東区障害者基幹相談支援センター	〒732-0013 東区戸坂南一丁目27-2	573-0140 (229-7008)
	広島市東区障害者相談支援事業所	〒732-0034 東区温品町字森垣内510-1	562-2802 (289-6085)
南区	広島市南区障害者基幹相談支援センター	〒734-0001 南区出汐二丁目3-46	207-0636 (207-0626)
	広島市南区障害者相談支援事業所	〒732-0804 南区西蟹屋一丁目1-48	298-6232 (567-0818)
西区	広島市西区障害者基幹相談支援センター	〒733-0864 西区草津梅が台10-1	270-1249 (270-1248)
	広島市西区障害者相談支援事業所	〒733-0004 西区打越町17-27	555-1018 (555-1018)
安佐南区	広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター	〒731-0124 安佐南区大町東一丁目12-10	207-4338 (831-7734)
安佐北区	広島市安佐北区障害者基幹相談支援センター	〒739-1742 安佐北区亀崎一丁目1-6 2階	881-1441 (562-2424)
	広島市安佐北区障害者相談支援事業所	〒731-0221 安佐北区可部三丁目32-12	815-0405 (847-2266)
安芸区	広島市安芸区障害者基幹相談支援センター	〒739-0311 安芸区瀬野二丁目17-33	573-6788 (820-3051)
	広島市安芸区障害者相談支援事業所	〒739-0323 安芸区中野東四丁目5-35	892-1601 (892-3914)
佐伯区	広島市佐伯区障害者基幹相談支援センター	〒731-5122 佐伯区五日市町皆賀104-27	924-0028 (943-8874)
	広島市佐伯区障害者相談支援事業所	〒731-5127 佐伯区五日市一丁目5-39	924-5560 (924-5560)

※年齢や障害種別に関わらずご相談に応じますが、より専門的な対応が必要な場合は、事業所間で連携して対応させていただくことがあります。

※安佐南区では、これまで障害者相談支援事務所で受けていた生活上の相談や複合的課題に関する相談について、障害者基幹相談支援センターで受けます。



### 広島市こども療育センター

障害児の家族等からの相談に応じ、各種情報の提供などを通じて地域での生活を一緒に考えます。

[対象] 市内に居住する在宅の障害児の家族等

[相談時間] 月曜日から金曜日（祝日、年末年始、8月6日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分

[問合せ先]

担当区域	名称	所在地	TEL (FAX)
中区、東区、南区、安佐南区（祇園地区）、安芸区	広島市こども療育センター	〒732-0052 東区光町二丁目 15-55	263-0683 (261-0545)
安佐南区（祇園地区、沼田地区を除く。）、安佐北区	広島市北部こども療育センター	〒731-0223 安佐北区可部南五丁目8-70	814-5801 (815-0541)
西区、安佐南区（沼田地区）、佐伯区	広島市西部こども療育センター	〒731-5138 佐伯区海老山南二丁目2-18	943-6831 (943-6865)

### 広島市重症心身障害児者相談支援センター

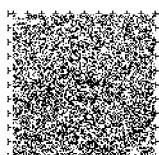
重症心身障害児（者）や家族等からの、医療や障害に関する専門的な相談対応や、ピアカウンセリング等を行います。

[対象] 市内に居住する重症心身障害児（者）、家族等

[相談窓口] 月曜日から金曜日（年末年始、祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分

[問合せ先]

名称	所在地	TEL (FAX)
広島市重症心身障害児者相談支援センター 「ほっと+いけあひろしま」	〒731-5122 佐伯区五日市町皆賀104-27	943-8832 (943-8874)



## 9 障害児等療育支援事業

在宅の障害児（者）の地域での生活を支援するため、障害児（者）施設の機能を活用し、家庭訪問や電話による療育相談、外来による療育相談などを行います。

〔対象〕 在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（者）

〔問合せ先〕 （中・東・南・安佐南（祇園地区）・安芸区にお住まいの方）

広島市こども療育センター地域支援室、瀬野川学園

（西・安佐南（沼田地区）・佐伯区にお住まいの方）

広島市西部こども療育センター療育相談室

（安佐南（祇園・沼田地区以外）・安佐北区にお住まいの方）

広島市北部こども療育センター療育相談室

こども発達支援センターひゅーるぽん

〔所在地〕

対象区	名 称	所 在 地	TEL (FAX)
中 東 南 安佐南（祇園） 安芸	広島市こども療育センター 地 域 支 援 室	〒732-0052 東区光町二丁目15-55	263-0683 (261-0545)
	瀬 野 川 学 園	〒739-0303 安芸区上瀬野南一丁目338-3	894-8958 (894-0403)
西 安佐南（沼田） 佐伯	広島市西部こども療育センター 療 育 相 談 室	〒731-5138 佐伯区海老山南二丁目2-18	943-6832 (943-6865)
	広島市北部こども療育センター 療 育 相 談 室	〒731-0223 安佐北区可部南五丁目8-70	814-5801 (815-0541)
安佐南（祇園・ 沼田以外） 安佐北	こども発達支援センター ひ ゆ ー る ぽ ん	〒731-0102 安佐南区川内六丁目28-15	831-6888 (831-6889)

## 10 障害者のための権利相談ダイヤル（広島市障害者 110 番）

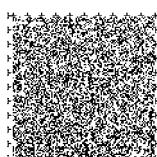
障害者の権利擁護を図るため、障害者やその家族からの人権に関する相談に応じ、情報提供や助言を行います。

〔相談内容〕 障害を理由とする差別に関する相談

- ・生命、身体危険に関する相談
- ・財産侵害、財産管理、相続に関する相談
- ・金融、消費、雇用、契約などに関する相談
- ・その他、親族、隣人、施設などにおける人権に関する相談

〔問合せ先・相談日〕

問 合 せ 先	TEL	相 談 日 ・ 時 間
（福）広島市手をつなぐ育成会 所在地：〒733-0004 西区打越町17-27 (育成会総合福祉センター内)	537-1777 (FAX兼用)	月曜日～金曜日 午前9時から午後5時 ＊上記時間以外は、留守番電話または FAXで24時間受付 弁護士相談（要予約） ＊毎月第2水曜日（偶数月 午前10時から午前12時 奇数月 午後2時から午後4時）



## 11 障害者虐待通報ダイヤル

障害者の虐待に関する通報、届出や相談を 24 時間体制で受け付けます。

[問合せ先] 障害者虐待防止センター

T E L : 542-5300

F A X : 542-5311

Email : sg-tsuhoh@city.hiroshima.lg.jp

(障害者虐待通報)

## 12 福祉サービス利用援助事業「かけはし」

判断能力が不十分な方で、福祉サービスの利用や日常的金銭管理などについて、相談助言を受けたり、代行を頼んだりして、地域で安心して暮らし続けたいという方を支援します。大切な書類などの預かりサービスも行います。

[費用] 相談は無料

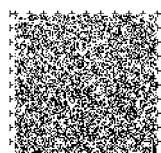
預かりサービス、および「支援契約」締結後の生活支援員による支援は有料。(生活保護世帯は無料。ただし、生活支援員の活動にかかる交通費実費等は、生活保護世帯も有料)

[問合せ先] 各区社会福祉協議会、または広島市社会福祉協議会 権利擁護課 福祉サービス利用援助係(123 頁)

## 13 成年後見事業「こうけん」

判断能力の低下により「かけはし」の利用継続が困難になった方が、成年後見制度を申し立てる場合に、広島市社会福祉協議会が法人として成年後見人等の業務をする事業です。対象は次の①～④の全ての条件を満たす方です。①現に福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用者②広島市内在住者③市長申立て者④他に後見人等候補者がいない者

[問合せ先] 広島市社会福祉協議会 権利擁護課 成年後見係(123 頁)



## 14 成年後見制度利用支援事業

身寄りのない高齢者または障害者が、判断能力が不十分であるため財産の管理ができない場合などに、本人保護のため、財産管理などを代わりに行う「成年後見人」選任の申し立てを市長が家庭裁判所に行う制度です。

[対象] 次のいずれにも該当する方

- ① 高齢者（65歳以上）、知的障害者または精神障害者であること
- ② 自己の財産の管理・処分や医療・介護・障害福祉サービスの契約を行う能力に欠けること
- ③ 成年後見の申立てを行う配偶者および四親等以内の親族がないこと
- ④ その他市長が特に本人の福祉のため必要と認めること

また、資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に、家庭裁判所が決定した報酬に相当する額を助成します。

[対象] 審判決定書における報酬付与の対象期間内に、次のいずれかに該当する期間を有している方です。

- ① 生活保護を受けている方
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
- ③ 報酬付与の対象期間の末日時点で次のア～オのいずれにも該当する方（令和6年7月からの成年後見等業務に係る報酬）
  - ア 市民税非課税世帯の世帯主または世帯員であること
  - イ 年間の収入額が150万円以下であること
  - ウ 預貯金等の額が350万円以下であること
  - エ 他の世帯に属する者から扶養を受けていないこと
  - オ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有していないこと

※令和6年7月前に現に助成を受けている方に対する令和6年6月までの成年後見等業務に係る報酬については、これまでどおり「収入・資産等の状況から上記ア、イに掲げる者と同等の状態であると認められる方」が対象となります。

※成年後見人等が被後見人等の親族の場合は対象になりません。

[問合せ先] 福祉事務所（区地域支えあい課）（綴じ込み）

